

○富山市大沢野高齢者いきがい工房条例

平成17年4月1日

富山市条例第155号

改正 平成17年9月30日富山市条例第328号

(設置)

第1条 高齢者のいきがいつくり及び福祉活動の機会と場所を提供し、もって高齢者の健康意識の高揚及び福祉向上に資するため、富山市大沢野高齢者いきがい工房（以下「いきがい工房」という。）を設置する。

(位置)

第2条 いきがい工房の位置は、富山市春日109番地1とする。

(指定管理者による管理)

第2条の2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にいきがい工房の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第2条の3 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) いきがい工房の施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
- (2) いきがい工房の使用の承認に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、いきがい工房の管理に関し市長が必要と認める業務

(開館時間)

第2条の4 いきがい工房の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時にこれを変更することができる。

(休館日)

第2条の5 いきがい工場の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時にこれを変更することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月28日から翌年の1月3日までの日  
（使用者の範囲）

第3条 いきがい工場を使用することができる者は、市内に居住する60歳以上の者とする。ただし、市長が特に必要と認める者については、この限りではない。

（使用の承認）

第4条 いきがい工場を使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認には、いきがい工場の管理上必要な条件を付することができる。

（使用の不承認）

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、いきがい工場の使用を承認しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は附属設備等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、いきがい工場の管理上特に支障があるとき。

（使用の承認の取消し等）

第6条 指定管理者は、第4条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。
- (3) 第4条第2項の規定による承認の条件に違反したとき。
- (4) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 前項の規定の適用により使用者が損害を受けても、指定管理者はその賠償の責めを負わない。

(使用料)

第7条 いきがい工房の使用料は、無料とする。

(使用権の譲渡等の禁止)

第8条 使用者は、使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備)

第9条 使用者は、施設に特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

(原状回復)

第10条 使用者は、使用を終了したとき（第6条第1項の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときを含む。）は、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第11条 施設又は附属設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の大沢野町高齢者いきが

い工房条例（平成13年大沢野町条例第4号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附 則（平成17年9月30日富山市条例第328号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の富山市大沢野高齢者いきがい工房条例第4条第1項の規定によりした承認又は同項の規定によりされた承認の申請は、この条例による改正後の富山市大沢野高齢者いきがい工房条例第4条第1項の規定によりした承認又は同項の規定によりされた承認の申請とみなす。